

6月20日、団体交渉報告

6月期一時金交渉決裂、機構：一方支給を宣言（支給は6月28日）

労組は、基準内月額×1.9 はやむを得ないとしても、
一律な削減特例措置はやめろと主張しましたが、機構は譲りませんでした。

** 交渉のやり取り **

―― 初めのやり取り 省略 ――

労組：若い人や、給与が低い人に対して、削減率や、幅に段階を付けるなどの工夫をしている法人があるが、原子力機構がそれをやらない、あるいはできない理由は何か？我々と同じような理研ではできているのはご存じでは？

機構：国民から監視されている法人として、独自の要求、提案はできない。理解してほしい。

労組：他法人の実例があるにもかかわらずですか？財源として可能と思う。やろうとすればできるのではないか。

機構：30数億円削減されているので、やろうとしてもできない。

労組：他ではできている。他はどうしてできるのだ。情報交換しているはずでは。

機構：今はどうしているか聞ける状況にない。

労組：二水会など、情報交換の場があるでしょう。いずれにせよ、一律に削減は納得できない。削減前の配算も従来通りなのか。

機構：工夫は難しい。

労組：工夫できるはずなのに何もしないのは納得できない。他の法人では、できている例がある。削減率が一律なら、比較的上級に手厚いこれまでの配算を一律配算式にすることもできるはず。今回に限った措置としてでもやってはどうか。

機構：管理職のやる気を出させることも大事なので、これまでの配算のやり方を変えることはできない。

労組：月数、基準内×1.9は致し方がないでしょう。しかし、その上にかかる削減は、原研労組として、納得できない。

機構：理解が得られなく、残念だが、機構の責任で6月28日に支給する。

労組：給与削減の特例措置、早急にやめて欲しい。来年度の予算要求についてだが、4月から給与をもとに戻した額で要求するのか？

機構：そうしたいと考えている。

*** 退職金の削減問題 ***

労組：退職金は、勤務年数に応じて、月数を積み上げていくものと考えている。その基本は、知る限り、30数年前から変更されていない。削減をするのは反対だが、削減するにしても、これからの積み上げ分に対しての削減だけにすべきだ。現在の機構の提案は、過去にさかのぼっての削減に近い。

インターネットの法律相談サイトで調べてみると、このように削減するには、どうしてもやらなければならない合理性があるか、既得権が保護されているか、十分な労使交渉が行われているか、が満たされていなければならないとされている。機構が提案する調整率をかけるやり方にどのような合理性があるのか説明してほしい。

機構：法律の専門家ではないが、我々もなぜこんなことができるのかと思ったが、機構としては、国の要請にこたえざるを得ない。

労組：国からの要請に対して、自律性、自主性、工夫がないのは遺憾である。納得できない。

―― 年俸制の中の退職金見合い分に関するやり取り、省略 ――

機構：退職金は、長年の勤務に対する報奨という意味もある。積み立てだけではない、年数で率が変わる。賃金の後払いではない。

労組：報奨の要素も当然考えて言っている。労組は、調べたことをもとにしている。独りよがりであるのではない。払う時点での突然の割引は、不法、不当であるから、せめて合理性のあるやり方にしてはと言っているのだ。

機構：理不尽とは考えている。訴訟などのリスクもあると考えている。

労組：訴訟しろとでも言いたいのか？調整率というやり方は、最後にならないと退職金がいくらになるかわからないやり方で、飲むことはできない。

機構：言いたいことはわかるが、独自にやれる状況にない。

労組：調整率という考え方そのものが、退職金の考え方から逸脱しており、納得できない。撤回して欲しい。

機構：横溝理事：すぐに合意をいただけるものではないことは理解した。今後とも交渉していきたい。

労組：交渉はしていきたい。ただし、一年前に特例措置を急に強行実施したが、そういうことはせぬように。次は合理性のある説明を求める。

以下 略

給与の大幅削減特例措置を直ちにやめろ !!!